

公立大学法人北九州市立大学不正防止計画推進会議要綱

令和4年8月1日
北九大規程第3号

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程（平成27年北九大規程第2号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、不正防止計画推進会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、次の事項を審議する。

- (1) 規程第11条第1項に規定する研究不正防止計画（以下「防止計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 公的研究費の不正使用の防止に係る研修及び啓発に関すること。
- (3) 防止計画の実施及び実施状況の確認に関すること。
- (4) 不正防止に係る課題の抽出及び次期防止計画への反映に必要な事項に関すること。
- (5) その他公的研究費の不正使用の防止に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、規程第10条第1項に掲げる者をもって組織する。

- 2 会議に議長を置き、統括管理責任者のうち研究を担当する副学長をもって充てる。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、統括管理責任者のうち事務局長がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、年2回以上の開催を常例とし、議長が会議を招集する。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。ただし、委員以外の者は議決に加わることはできない。

(事務)

第6条 会議に関する事務は、関係部局及び事務局各課の協力を得て地域連携課及び企画管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。